令和８年度　第１回　岐阜県内水面漁場管理委員会　議事録
１．開催日時
令和８年５月２２日（金）　１４：００～１４：３０
２．開催場所
県庁１７階　１７０２会議室
３．出席者
委員の定数　１３名
出席委員　　１１名
４．議題
議題１号　岐阜県内水面漁場管理委員会の書記の任免について
議第２号　遊漁規則の一部変更について（諮問）
議第３号　揖斐川上流部における採捕禁止に係る委員会指示の適用除外について
議題４号　ブラウントラウトの持出しの禁止に係る委員会指示の適用除外について
議題５号　うなぎ稚魚漁業の制限措置について（諮問）
５．議事の経過
別添のとおり

会　　議　　録

発　言　者	発言内容
開　会	
事　務　局	本委員会定数１３名中１１名の出席であり、岐阜県内水面漁場管理委員会事務規定第６条で定める「過半数の出席」を満たしている。
議第１号　岐阜県内水面漁場管理委員会の書記の任免について	
事　務　局	岐阜県内水面漁場管理委員会事務規定第３条第３項の規定「書記は、委員会で任免する。」に基づく書記の任免である。 局長から、伊藤　雅志を、書記から、桑田　知宣、景山　哲史を解任し、局長として桑田　知宣を、書記として藤井　亮吏、三輪　誠斗を任命する。任免理由は県の人事異動によるものである。
原案のとおり可決された。	
議第２号　遊漁規則の一部変更について（諮問）	
事　務　局	漁業法第１７０条第４項に基づき岐阜県知事から内水面漁場管理委員会に諮問されたものである。 遊漁規則の変更については、漁業法第１７０条第５項の規定により、「遊漁を不当に制限するものでないこと」及び「遊漁料の額が増殖及び漁場管理の費用に比して妥当なものであること」が認可要件である。 今回申請のあった漁協の遊漁規則の変更は、１６件である。 ・内共第６号　西濃水産漁協 変更内容：漁業権にない魚種の文言を削除 ・内共第７号　牧田川漁協 変更内容：減免者の遊漁料の明確化 遊漁料改定 遊漁料納付場所の明確化 文言の修正 ・内共第８号　根尾川筋漁協 変更内容：キャッチアンドリリース区間の削除 もり・たくりの規定の削除 がりの禁止区域の延長 一部釣り専用区の延長及び削除 条ズレの修正 ・内共第１３号　長良川漁協、西濃水産漁協 変更内容：漁業権にない魚種の文言を削除 ・内共第１６、１８号　長良川中央漁協 変更内容：鮎ルアー使用可能な期間の縮小並びに区域の延長及び新設 仕掛けの制限の変更

	文言の追記及び修正 ・内共第１７号　郡上漁協 変更内容：にじますの遊漁期間の対象より特定釣漁場を除外 ・内共第２１号　板取川上流漁協 変更内容：たも網の規定を追加 あまごの遊漁期間の修正 文言、条ズレ等の修正 ・内共第２７号　飛騨川漁協 変更内容：特定釣漁場の料金の納付先の明確化 文言の削除 ・内共第２８号　飛騨川漁協、益田川漁協、馬瀬川下流漁協 変更内容：あゆの漁具・漁法の明確化 かじか卵の制限を削除 文言の削除 ・内容第２９号　益田川漁協 変更内容：鮎ルアーの制限の明確化及び使用可能区域の制限の削除 遊漁料の減免規定の修正 キャッチアンドリリース釣り場の遊漁料の明確化 現場加算量の納付の明確化 文言の削除 ・内共第３２号　馬瀬川上流漁協 変更内容：漁具・漁法の制限の明確化 文言の修正 ・内共第３３号　和良川漁協 変更内容：特定釣漁場の料金納付先の公表方法の明確化 漁具・漁法の明確化 現場加算料の納付及び遊漁料の納付場所の明確化 文言の修正及び削除 ・内共第３４号　土岐川漁協 変更内容：釣り専用区の制限及び期間の変更 釣り専用区の新設 ・内共第３５号、３６号　岐阜県矢作川漁協 変更内容：釣り専用区の期間の変更 文言の修正 ・内共第３８号、４１号　宮川漁協 変更内容：遊漁料の区分より「女性」の文言を削除

	・内共第４６号　庄川漁協 変更内容：たも網の既定を追加 文言、条ズレ等の修正 行使規則も同様に変更することとしており、遊漁を不当に制限するものではなく、遊漁料の額についても増殖及び漁場の管理の費用に比して妥当なものであると考える。
会　　長	議第２号について何か意見はあるか。
委　　員	内共第２８号の遊漁規則からかじか卵の制限を削除することについて、これまではかじか卵を採捕してはいけなかったのか。また、かじか卵はどういった目的で採捕されるのか。
事　務　局	漁場管理委員会指示によって、県内公共用水面において、かじか卵の採捕は制限されている。しかし、かじかは内共第２８号の漁業権魚種ではないことから、その遊漁規則からかじか卵の規定を削除することで、適正化を図るものである。また、かじか卵が採捕される目的は、主に釣り餌の用途である。
委　　員	承知した。
会　　長	議第２号について「意見及び異議なし」で答申してよろしいか。
異議なし	
会　　長	議第２号について「意見及び異議なし」で答申することとする。
議第３号　揖斐川上流部における採捕禁止に係る委員会指示の適用除外について	
事　務　局	揖斐川上流部に適用されている水産動物の採捕禁止に係る委員会指示について、水産資源の繁殖保護に資する調査研究のための適用除外申請があったため、その是非について審議するものである。 申請は独立行政法人水資源機構揖斐川・長良川総合管理所である。 採捕した魚類については、測定後すべて元の場所に放流することとしており、水産資源に悪影響を与えるものではないことから、当該調査を指示事項の適用から除外し、申請のとおり認めることとするのが妥当と考える。
会　　長	議第３号について何か意見はあるか。
委　　員	制限又は条件で、「採捕した魚類はすべて放流すること」としているが、徳山ダムで生息が確認されているロングイヤーサンフィッシュが採捕された場合はどうなるのか。特別採捕許可等で別途、制限を加えているのか。
事　務　局	特別採捕許可を与える際に、「ロングイヤーサンフィッシュが採捕された場合は適切に処分すること」を条件に付すこととする。
委　　員	承知した。
会　　長	議第３号については原案のとおり決定してよろしいか。

異議なし	
会　　長	議第３号については原案のとおり決定することとする。
議第４号　ブラウントラウトの持出しの禁止に係る委員会指示の適用除外について	
事　務　局	県内公共用水面に適用されているブラウントラウトの持出しの禁止に係る委員会指示について、県内公共用水面で採捕されたブラウントラウトを世界淡水魚園水族館で展示するにあたり、委員会指示適用除外申請があったため、その是非について審議するものである。 申請は世界淡水魚園水族館である。 水族館において、生きたブラウントラウトを展示することで、子どもから大人まで生態や行動をより理解できるとともに、生態系に及ぼす問題への関心を高める場を創出できること、また、展示終了後は適切に処分をするものであることから、当該調査を指示事項の適用から除外し、申請のとおり認めることとするのが妥当と考える。
会　　長	議第４号について何か意見はあるか。
委　　員	ブラウントラウトを持出す現場に遭遇した一般市民から、持出しの根拠等を尋ねられた場合、どのように対応するのか。
事　務　局	委員会指示の適用除外を受けたうえで実施している事業であることの証明として承認書を携帯し、必要に応じて提示することとなる。
委　　員	承知した。
会　　長	議第４号については原案のとおり決定してよろしいか。
異議なし	
会　　長	議第４号については原案のとおり決定することとする。
議第５号　うなぎ稚魚漁業の制限措置について（諮問）	
事　務　局	岐阜県漁業調整規則第１１条第１項に知事許可漁業は制限措置を定め、当該制限措置の内容及び申請すべき期間を公示することとなっており、第３項に内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならないことが明記されている。この規定に従って、岐阜県知事より本委員会に諮問されたもの。 制限措置の案について説明。漁業種類は火光利用のすくい網漁業とそで網漁業の２種類。操業区域は４つの区域があり、すべての区域に２種類の漁業がある。許可又は起業の認可をすべき者の数は、いずれの漁業においても３地域で１、１地域が２とする。船舶等の総トン数と推進機関の馬力数は１地域では船舶の使用は認めず、３地域では総トン数0.6ｔ以下、馬力数100ｋｗ以下とする。漁業期間は２０２７年２月１日から４月３０日までとし、許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格は漁業協同組合とする。許可又は起業の認可時に付加する条件として、公益上必要な場合に、知事が採捕の停止を指示したときには、当該指示に従わなければならないこととする。許可又は起業の認可の申請期間はすべて

	２０２６年１０月１日から２０２６年１０月３１日まで、許可の有効期間はすべて２０２６年１２月１日から２０２７年１１月３０日までの１年間とする。 　許可の優先順位や操業に従事できる従事者数の最高限度等、うなぎ稚魚漁業の許可にかかる基本方針を説明。
会　　長	議第５号について何か意見はあるか。
委　　員	10 件の許可のうち、採捕実績のない許可が２件あるが、なぜか。
事　務　局	漁場や漁法によって許可が分けられているが、より採捕しやすい漁場、漁法で採捕をした結果、偏りが発生したものと思われる。
委　　員	承知した。
会　　長	議第５号については「意見及び異議なし」で答申してよろしいか。
異議なし	
会　　長	議第５号については「意見及び異議なし」で答申することとする。
閉 会	